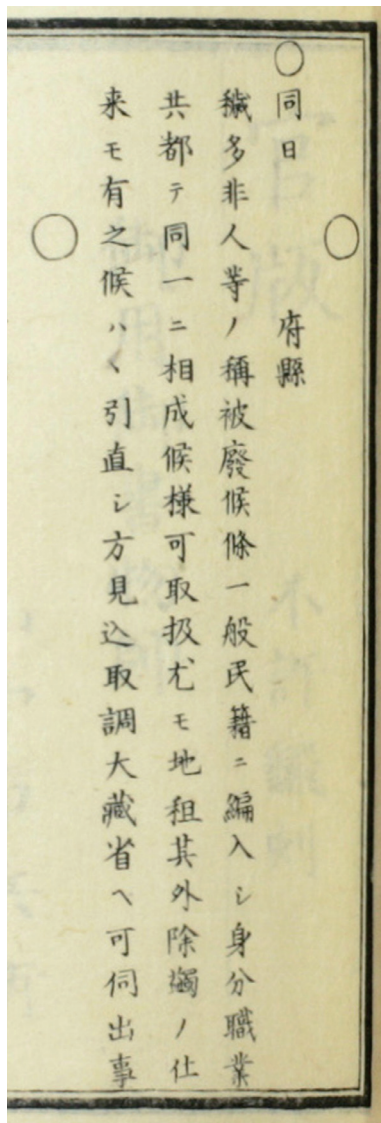


身分制度の廃止



○同日（明治4年8月28日）府県
穢多非人等の称廃され候条、一般民籍に編入し、身分職業共、都て（すべ
て）同一に相成り候様取扱うべし。尤も（もつとも）地租其外、除・（じ
よけん〓除外）の仕来りもこれあり候はば、引直し（修正）方見込み取調
べ、大蔵省へ伺い出るべき事

* 明治期政府布達類142「布告全書2 明治4年7〜12月」

解 説

1871（明治4）年8月、新政府はえた・ひにん等の称や身分の廃止などの旨を記した太政官布告を発し、いわゆる「四民平等」が実現しました。一般的に「解放令」「賤称廃止令」等とよばれています。

差別されてきた人々はこの解放令を歓迎しました。しかし、身分や職業の解放（前段部分）をうたう一方で、屋敷地等の免税措置の扱いを廃止するなど（後段部分）、むしろ彼らの生活を圧迫する一面もっていました。

この後も実質的な解放政策はおこなわれず、職業や結婚・居住地などでの厳しい差別は依然として残りました。彼らの、この解放令をよりどころとした差別からの解放と生活の向上を求める運動は続きました。

* 明治期政府布達類22「太政官日誌25 明治4年61〜116号」、山口小郡宰判記録 18「諸願届諸沙汰物一括」にも同布告があります。

* 長州藩の差別されていた人々のなかには、幕末期に幕府との戦争で、「維新団」「一新組」などの団員として活躍した者も多くありました。関連資料に、一般郷土史料799「維新団規則」、毛利家文庫 68諸隊一件93「諸隊編製」などがあります。